

カタール国
意匠法

意匠の保護に関する2020年法律第10号
2020年4月19日施行

目次

第1条
第2条
第3条
第4条
第5条
第6条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第13条
第14条
第15条
第16条
第17条
第18条
第19条
第20条
第21条
第22条
第23条
第24条
第25条
第26条
第27条
第28条
第29条
第30条
第31条
第32条

第33条
第34条
第35条
第36条
第37条
第38条

第1条

本法及びその施行規則の適用上，次の用語及び表現は，文脈上他の意味を必要としない限り，次に示された意味を有する。

省：商工省。

大臣：商工大臣。

管理：同省の管轄行政単位。

庁：同省産業財産保護庁。

意匠：平面若しくは立体の意匠の形態又は工業製品若しくは工芸品に特別かつ新規な外観を与える意匠であって，単なる機能的又は技術的目的ではないもの。

自発的ライセンス：工業意匠の所有者又は権利者により，書面による合意に基づいてライセンスに付与されるライセンス。

強制ライセンス：本法の規定に従って付与されるライセンスであって，第三者がその所有者の同意なしに意匠を実施する権利を有するもの。

登録簿：本法第3条に規定する登録簿。

審判委員会：本法第9条に規定する不服申立及び救済を管轄する委員会。

公報：産業財産公報は，庁により定期的に発行されるものとし，本法の規定に従って公告されるべき情報を公告する。

規則：本法に基づく施行規則。

第2条

カタールが締約国である国際条約及び協定の規定を害することなく，世界貿易機関の加盟国又はこれに属する国又は国際機関において真正かつ有効な住所を有する国民又は当事者は，本法により保障されるのと同じ権利を有する。ただし，当該国がカタールの国民及び居住者を当該国の国民又は居住者として取り扱うことを条件とする。

意匠登録出願が世界貿易機関(WTO)の加盟する国又は機関に提出される場合，又は当該国がカタール国民及びその国の居住者を自国民と同様に取り扱う場合，出願人又はその権原承継人は，出願日から6月以内に出願することができる。庁は，本法及び規則に定める条件に従って同一内容の出願を受理し，当該外国における最初の出願日を優先日とする。

第3条

庁は，規則に定める規定及び手続に従い，意匠登録のための登録簿，その所有者の情報及び所有権の譲渡又は移転の通知，ライセンスの受益者の情報，登録の更新，取消及び決定並びにその他すべての関連事項を作成する。

第4条

意匠登録出願は，規則に定める条件及び規定に従い，創作者又はその権原承継人が庁に対し提出する。

出願人は，出願について最終決定が行われるまで，いつでも出願を取り下げることができる。出願の取下は，代理人費用又は手数料の返還を伴うものではない。

第5条

出願人がカタールにおいて，住所を有していない又は真正かつ有効な住所を有していない場合，カタールが締約国である国際条約および協定に反しない限り，出願は紙で書かれた委任状を添付して，カタールに居住する代理人により提出されなければならない。

第6条

意匠登録出願日前6月の間に国内又は国際博覧会において開示された意匠の開示は，新規性欠如とはみなさない。

本規則は，意匠の開示に関する条件及び手続を定める。

第7条

次に掲げる意匠は，登録することができない。

1. 物品の技術的又は機能的な考慮によって，通常，求められる意匠。
2. 国若しくは国際機関の紋章、宗教的象徴、印章、記章、標識若しくは旗を含む意匠又は公の秩序に反する意匠。
3. 登録商標又は周知商標に類似又は同一である意匠。

第8条

庁は、登録出願及びその添付書類が本法及び規則によって定められた要件を充足するかどうかを確認するため、これを審査しなければならない。また、庁は、本法に規定された要件を遵守するために必要とみなす補正を指令することができる。

庁は、理由を付した当該指令を、書留郵便又は受理可能な手段により、出願日から30日以内に出願人に通知しなければならない。

出願人が前記の通知の日から90日以内に庁により示された減縮又は補正に従わない場合、庁は、理由を付して出願を拒絶する決定を発出し、書留郵便又は受理可能な手段により出願人に登録を通知する。

第9条

出願人又はその代理人は、登録出願に関する庁の決定に対して、その決定の通知を受けてから30日以内に、審判委員会に審判請求することができる。

審判委員会は、司法最高評議会により指名された1名の裁判官及び大臣により指名された経験を有する者2名からなる。

審判委員会は、審判請求日から30日以内に決定を下し、当該決定は審判請求に対する最終決定である。

第10条

庁が意匠を受理する場合、庁は、意匠を登録する前に、規則に定める公告方法によりそれを公告しなければならない。また、出願人は公告の費用を負担しなければならない。

利害関係人は、60日以内に意匠登録に対する異議申立書を書面で庁に提出することができ、庁は、その提出日から30日以内に異議申立の写しを添えて出願人に通知し、出願人は、その通知を受けてから60日以内に異議申立に対する弁駁書を庁に提出しなければならない。そうでない場合は、出願はなかったものとみなされる。

庁は、異議申立について決定し、異議申立人及び出願人の双方又は必要な場合はその1方のみを聴聞し、かつ、書留郵便又は受信可能な手段により異議申立についての決定を両当事者に通知する。

利害関係人は、庁の決定に対して、通知日から30日以内に管轄裁判所に上訴することができる。

申立なく異議期限が満了した場合は、庁は、この期間の満了後直ちに意匠を登録する。

管轄裁判所が別段の決定をしない限り、意匠登録の受理決定に対する不服の提訴により、登録手続は停止されないものとする。

第11条

意匠が登録された場合、登録の効力は出願日まで及ぶものとし、意匠所有者には、登録完了時に次の日付を記載した証明書が交付される。

1. 意匠登録番号
2. 優先権番号及び日付並びに原出願国。
3. 本件意匠の出願日、登録日及び保護期間の満了日。
4. 意匠所有者の名称、姓、居所及び国籍並びに代理人がいる場合、その名称及び宛先。
5. 創作者の名称及び住所並びに意匠が使用される物品の簡単な説明。

第12条

庁は、本法の規定に従って前記事項を公報に公告しなければならない。

第13条

登録意匠の所有者は、当該意匠の形態を取得又は含む物品を第三者が製造し、販売し、輸入し又は頒布することを禁止する排他的権利を有する。ただし、当該所有者が当該物品を何れかの国において販売又は他人に販売することを許諾した場合は、この限りでない。

第14条

何人も登録簿を自由に閲覧することができ、また、所定の手数料の納付後、登録簿の謄本若しくは抄本を請求することができる。

第15条

意匠の保護期間は、カタール国における出願日から5年とし、更に同期間を2回に限り更新することができる。

所有者が保護の更新を希望する場合は、所有者は、所定の手数料の納付後、規則に定める要件に従って、保護期間の最終年内に更新請求を提出することができる。

所有者が庁にとって受理可能な理由を付した決定をした場合、登録は所定の更新手数料及び追加手数料を納付した後、登録終了後6月以内に更新することができる。

更新は、新たな審査を行われることなく、かつ、第三者の異議を受けることなく、規則に規定された公告方法により通知される。

登録の終了後6月の期間が更新請求の提出なしに満了した場合、庁は登録を取り消さなければならない。

第16条

意匠の所有権及びその結果生じる権利は、別段の定めがない限り、正当な相続人に帰属する。

利害関係人は、意匠登録事項の補正を求める申請書を、規則に記載されている必要書類と共に、所定の手数料を納付して庁に提出することができる。

意匠の所有権は、その全部又は一部を有償又は無償で移転することができ、また、抵当権を設定する又はそれに基づいて実施権を設定することができる。

所有権、抵当権又は実施権の移転は、規則に定める規定及び手続に従い、かつ、所定の手数料の納付した後、登録簿への記載及び公報公告日までは、効力を有しない。

第17条

債権者は、前記の民事商事手続法の規定に従い、債務者が占有する動産の差押又は第三者が占有する債務者の財産の差押の規則に従い、債務者の意匠の差押を請求することができる。

債権者は、差押及び競売裁定の議事録を庁に通知し、それらを登録簿に記載しなければならない。差押は、当該記載の日以降を除き、第三者を拘束しないものとする。

差押は、所定の手数料を納付した後、規則に定める番号に従って公報に公告される。

第18条

意匠所有者は、意匠登録の対象である物品の一部又は全部について、自然人又は法人に対してその実施を許諾することができる。ただし、別段の合意がない限り、意匠所有者は自らそれを実施すること又は他の者にそれを実施許諾することは妨げられない。

いずれの場合にも、ライセンス期間は、所定の保護期間を超えることができない。

第19条

ライセンシーは、意匠登録によって付与された権利に関連しない又は当該権利を維持するために必要でない、制限を課すことはできない。ただし、ライセンス契約には、次の制限のいずれかを含めることができる。

1. 意匠の実施について、地域又は期間の範囲を決定すること。
2. 意匠に関連する物品の品質を効果的に管理するための要件。
3. ライセンスの受益者に課される、意匠権に損害を与える可能性のあるすべて行為を差し控える義務。

第20条

意匠の使用許諾に関する契約は、規則に定めるところにより作成され、登録簿に掲載され、かつ、公報に公告されない限り、有効とはならない。

第21条

別段の合意がない限り、ライセンスの受益者は、ライセンスを第三者に譲渡又はサブライセンスを許諾してはならない。

第22条

ライセンス契約の登録は、意匠の所有者又はライセンスの受益者が、ライセンスの満了又はライセンス契約の終了の証拠を提出した後に要求したことに基づき、登録簿から抹消される。抹消は、ライセンスの抹消請求を相手方に通知した後でなければ行われず、相手方は規則で定められた手続に従って異議を申し立てる権利を有する。

第23条

庁及び利害関係人は、意匠が正当な理由なく登録された場合、管轄裁判所に対して意匠登録の取消を請求することができる。意匠所有者も、規則に定める要件及び手続に従って、登録の全部又は一部の取消を請求することができる。

登録簿に掲載された契約に従って、意匠が使用許諾されている場合、当該ライセンスの受益者の書面による同意がある場合又は当該受益者がその権利を明示的に放棄する場合を除き、当該ライセンスを取り消すことはできない。

第24条

意匠登録が登録簿から抹消された場合、当該意匠は、抹消の日から3年が経過した後を除き、第三者の利益のために再発行することができない。ただし、当該抹消が、裁判所の決定に再発行のための期間が短縮された場合を除く。

抹消は、規則に規定された手続に従って公報に公告されなければならない。

第25条

閣僚会議の決定により、強制ライセンスの付与を検討するための委員会を設置する。

庁は、前記の委員会の承認後、理由を付した決定により、非排他的に、かつ、公共の利益を達成することを理由として、規則に定める規定、手続及び要件に従って、公正な補償と引き換えに意匠を実施する強制ライセンスを他人に付与することができる。

委員会は、ライセンスの承認を発行する際に、意匠所有者の金銭的補償を決定する。

第26条

ライセンス申請人は、意匠所有者に対し、合理的な期間内に適正な手数料と引き換えに非強制的ライセンスを取得するための真摯な努力を行ったことを証明しなければならない。

ライセンス申請は、ライセンシーがカタールにおいて当該意匠を実施することができることを考慮して、個々の事例の状況に応じて決定される。

当該意匠権の所有者は、強制ライセンスを付与する旨の決定の通知日から15日以内であれば、規則に定める条件及び手続に従って、審判委員会に不服を申し立てる又は補償を請求することができる。

第27条

ライセンシーは、ライセンスを付与する決定に記載された条件に従い、ライセンスの期間中、意匠を使用する義務を負う。ライセンシーはライセンスを第三者に譲渡すること

はできない。

庁は、必要な場合、第三者に1以上のライセンスを付与することができる。

第28条

ライセンスは、その有効期間の満了と同時に失効する。ただし、庁は、その目的が達成されない場合、職権により又は利害関係人の請求により、ライセンスを更新することができる。

庁はまた、ライセンス付与の原因となった理由が消滅し、かつ、当該理由が再び生じる虞がない場合、ライセンスをその満了前に取り消すことができる。

また、ライセンシーがライセンスの付与日から2年以内にライセンスを使用しない場合又はその義務を遵守しない場合、庁は、職権により又は請求に基づいて、ライセンスの条件を修正又は取り消すことができる。

すべての場合において、ライセンスの期間満了前にライセンスが取り消された場合、ライセンシーの正当な利益が考慮されるものとする。

第29条

1. 利害関係者は、管轄裁判所に申し立てて、適切な予防措置、特に次の事項に関する措置する命令を受けることができる：

- a. 違法な意匠について記載された、国内又は輸入された物品、包装、書類、店の住所又はその他の品目の記録及び詳細な説明、並びにこの中で使用された書類又は資料を目録として編集すること。
- b. 前項の記載事項に対して差押を行うこと。ただし、差押は、請求の重大性を保証し、かつ、必要な場合に被差押人に補償するために裁判所が推定した担保を出願人が裁判所書記官に寄託した後でなければ、差押を課してはならない。

2. 命令には、目録作成及び予防措置を支援するための1人以上の専門家を任命することができる。

3. 差押が行われた後、利害関係人は、裁判所に訴訟を提起することにより、差押人が提供した担保の価額の妥当性に異議を申し立てることができる。

4. いかなる場合においても、とられた予防措置は、命令の日から20日以内に、その者に対してとられた措置に対する民事上又は刑事上の訴追が行われなかった場合には、消滅し、かつ、無効となる。

5. 被差押人は、差押の賠償を求める訴訟を提起することができるものとし、その訴訟は、前項に規定する期間の満了又は差押を拒絶する判決を確定したものとみなす日から90日以内に、差押人及び裁判所書記官の双方に告知されなければならない、さもなければ、被差押人は、賠償を求める訴訟を提起する権利を失う。

6. 担保は、次の場合には、差押人に返還される：
 - a. 被差押人に有利な判決が確定した場合。
 - b. 本条第5項に規定する90日の期間が、被差押人による差押の補償を請求することなく満了した場合。
 - c. 被差押人が提出した請求を却下する最終判決が下された場合。

第30条

以下の者は、他の法律に規定されたより厳しい刑罰を妨げることなく、3年以下の懲役及び100万リヤル以下の罰金又はこれら2つの刑罰のいずれかに処する。

1. 本法の規定に従って登録された意匠を偽造し又は模倣する者。
2. 偽造又は模倣された意匠を、悪意をもって使用する者。
3. 悪意を持って、別の使用者が所有する意匠を商品として配置する者。

裁判所は、違反の対象となる事業を6月以内の期間で、閉鎖すること。
規則には、判決を公告する方法を規定しなければならない。

第31条

以下の者は、他の法律に定めるより厳しい刑罰を妨げることなく、1年以下の懲役及び10万リヤル以下の罰金又はこれらのいずれかに処する。

1. 偽造又は模倣された意匠を、販売、販売の申出、販売を目的として所持又は違法に配置若しくは使用し、そのことを知りながら使用した者。
2. 意匠が登録されると思わせるような物品、書類又は商業書類を不正に記載すること。
3. 登録意匠として商品又は役務に配置することを故意に怠ること。
4. 登録された意匠を模倣又は偽造するために使用する意図をもって工具又は材料を取得すること。

裁判所は、刑を言い渡された者の費用で判決を公表することに加えて、3月を超えない期間の事業の休業を命ずることができる。
規則には、判決を公告する方法を規定する。

第32条

前2条に規定する刑罰は、再犯の場合には、二倍とする。

本法の規定の適用は、同条に規定する罪に処せられその刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年以内に他の同様の罪を犯した者は、再犯者とみなす。

裁判所は、刑を言い渡された者の費用で刑を公表すること及び1年以内に事業を終了することを命じなければならない。

規則には、判決を公告する方法を規定する。

第33条

本法第30条，第31条及び第32条に規定するすべての場合において，裁判所は，模倣又は偽造された物品の没収又はそれらの廃棄を命じることに加え，模倣又は偽造に使用された設備及び工具の没収を命じることができる。

第34条

本法の規定に基づく意匠権者の権利が侵害されたことにより意匠権者に直接の損害が生じた場合，意匠権者は，侵害の結果として被った損害(侵害者が得た利益を含む)に対する賠償を請求することができる。

裁判所は，本法の規定により確定した権利に関する訴訟の審理において，次に掲げる事項を命じることができる。

- a. 本法の規定に基づいて確立された権利の侵害を伴う疑いのある物品，並びに関連する物品及び道具を押収すること。
- b. 侵害者に対し，侵害の停止を義務付けること。
- c. 本法の規定に定める権利の侵害を伴う物品の輸出を防止し，及び当該物品の輸入を防止すること。
- d. 侵害者に対し，侵害に加担した者全員及びその身元，前記物品の生産方法及び流通経路，これに関与した者全員の身元並びにその流通経路についての情報を侵害者及び権利者に提供することを義務付けること。

第35条

公訴官の決定により，大臣の同意を得て司法警察官として行動する権限を与えられた省の職員は，本法の規定に違反して行われた犯罪を押収し，証明する権限を有する。

第36条

大臣は，本法に基づく規則及び本法を実施するために必要な決定を発出するものとし，規則及び決定が採択されるまでの間，現に施行されている決定及び規則は，本法の規定と矛盾しない方法で引き続き適用される。

第37条

本法の規定に違反する規則は，取り消される。

第38条

すべての権限のある当局は，それぞれその管轄内において，本法を遂行する。本法は，官報に掲載される。